

「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

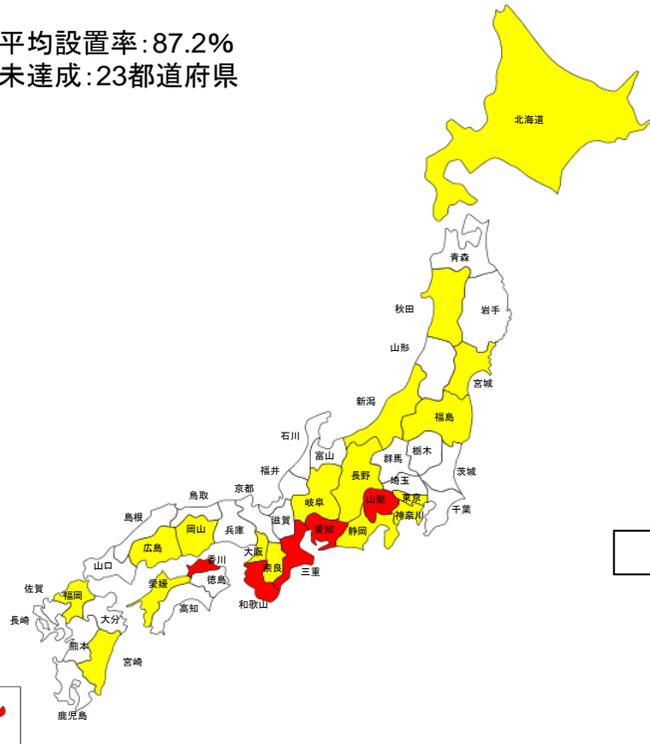
●平成28年4月1日から平成29年4月1日の1年間の進捗状況

<p>政策目標1 相談体制の空白地域解消</p> <p>1-1 相談窓口未設置の自治体を解消</p>	<p><未設置地方公共団体></p> <p>0市町村 → 0市町村</p>
<p>政策目標2 相談体制の質の向上</p> <p>2-1 消費生活センター設立促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口5万人以上の全市町 ・人口5万人未満の市町村の50%以上 <p>【消費生活相談員】</p> <p>2-2 管内自治体の50%以上に配置</p> <p>2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ</p> <p>2-4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)</p>	<p><達成都道府県(設置・配置市町村数、資格保有者数等)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・24府県 → 30府県 (485市区町 → 509市区町) ・15道府県 → 19道府県 (467市町村 → 522市町村) ・39都道府県 → 41都道府県 (1,327市区町村 → 1,401市区町村) ・22都府県 → 24都府県 (2,701人 → 2,702人) ・9県 → 7県 (平均参加率：91.8% → 90.6%)
<p>政策目標3 適格消費者団体の空白地域解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック (東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進</p>	<p><適格消費者団体数></p> <p>14団体 → 16団体</p> <p>「NPO法人 消費者市民ネットとうほく」(平成29年4月25日認定) 「NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ」(平成29年5月15日認定)</p> <p><適格消費者団体が存在しないブロック></p> <p>四国 (平成29年9月末)</p>
<p>政策目標4 消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定 消費者教育推進地域協議会の設置 (全都道府県・政令市)</p>	<p><推進計画の策定></p> <p>46都道府県・16政令市 (未策定1県・4政令市)</p> <p><推進地域協議会の設置></p> <p>45都道府県・17政令市 (未設置2県・3政令市) (平成29年9月末)</p>
<p>政策目標5 「見守りネットワーク」の構築</p> <p>5-1 消費者安全確保地域協議会の設置 (人口5万人以上の全市町)</p>	<p><人口5万人以上の設置自治体数></p> <p>34自治体 (管内の全市町(人口5万人以上)で未設置：29府県)</p>

<政策目標2-1①> 消費生活センター設立促進(人口5万人以上の全市町)

平成28年4月1日現在

平均設置率:87.2%
未達成:23都道府県



平成29年4月1日現在

平均設置率:92.5%
未達成:17都府県



- : 設置率 100% (24府県 → 30道府県)
- : 設置率 50%以上100%未満 (17都道府県 → 13都府県)
- : 設置率 50%未満 (6県 → 4県)

↑北海道、秋田県、神奈川県、長野県、奈良県、広島県
↑山梨県、愛知県

※対象自治体:人口5万人以上の管内市町村

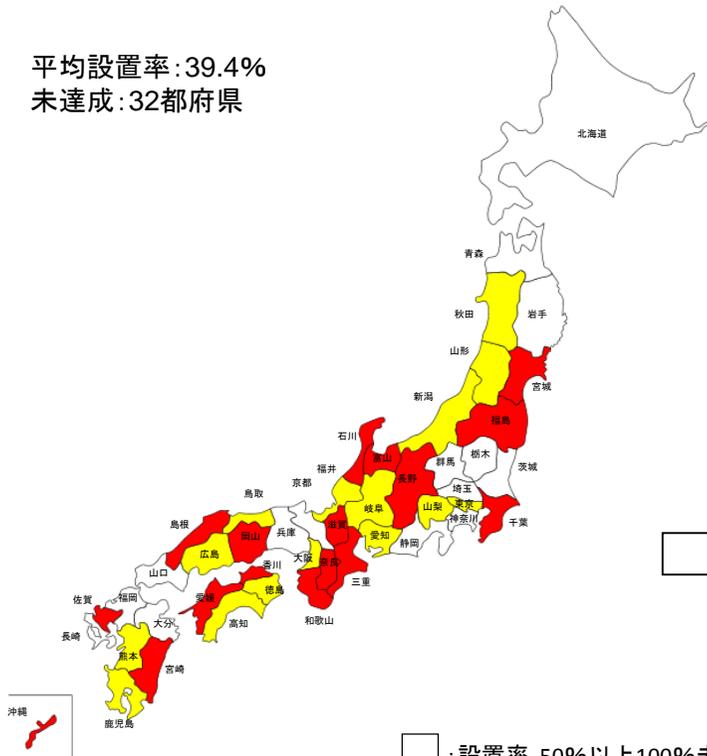
出所: 消費者庁「平成29年度 地方消費者行政の現況調査」

<政策目標2-1②>

消費生活センター設立促進(人口5万人未満の市町村50%以上)

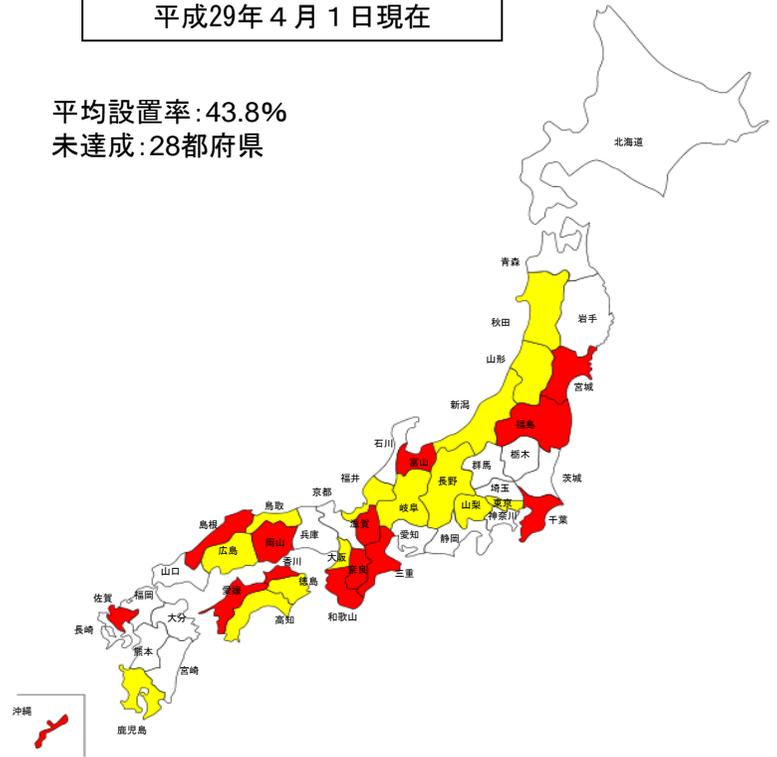
平成28年4月1日現在

平均設置率:39.4%
未達成:32都府県



平成29年4月1日現在

平均設置率:43.8%
未達成:28都府県



□ :設置率 50%以上100%未満 (15道府県 → 19道府県)

■ :設置率 20%以上50%未満 (15都府県 → 14都府県)

■ :設置率 20%未満 (17県 → 14県)

※対象自治体:人口5万人未満の管内市町村

↑石川県、愛知県、熊本県、宮崎県

↑長野県

出所:消費者庁「平成29年度 地方消費者行政の現況調査」

地方公共団体における消費者安全確保地域協議会

- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

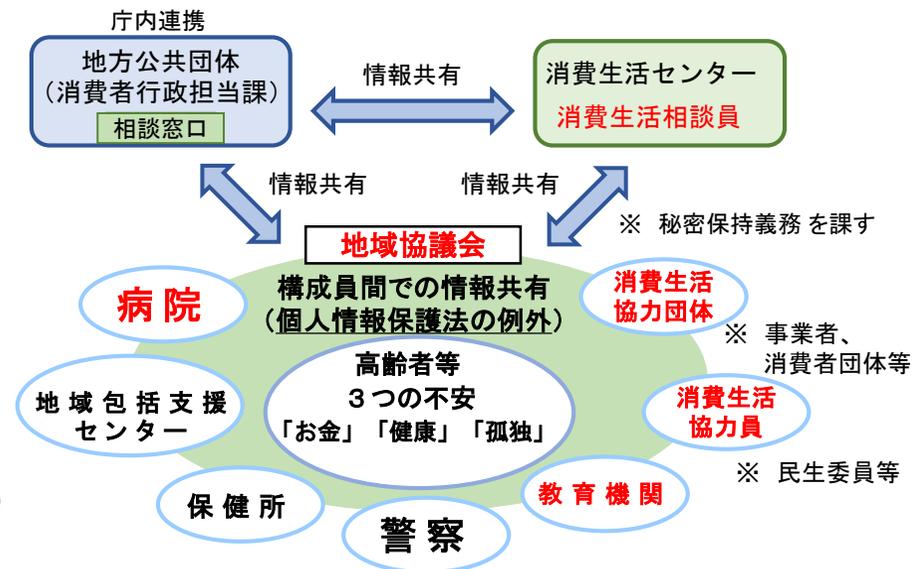
【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する更なる取組が必要
⇒消費者安全法の改正（平成26年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

【制度の概要】

- ・ 協議会の役割：構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・ 構成員の役割：消費生活上特に配慮を要する消費者と適度な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員：
 - ・ 地方公共団体の機関（消費生活センター等）
 - ・ 医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等）
 - ・ 警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士等）
 - ・ 教育関係（教育委員会等）
 - ・ 事業者関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）
 - ・ 消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ 他分野のネットワークとの連携（福祉、防災等）

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ

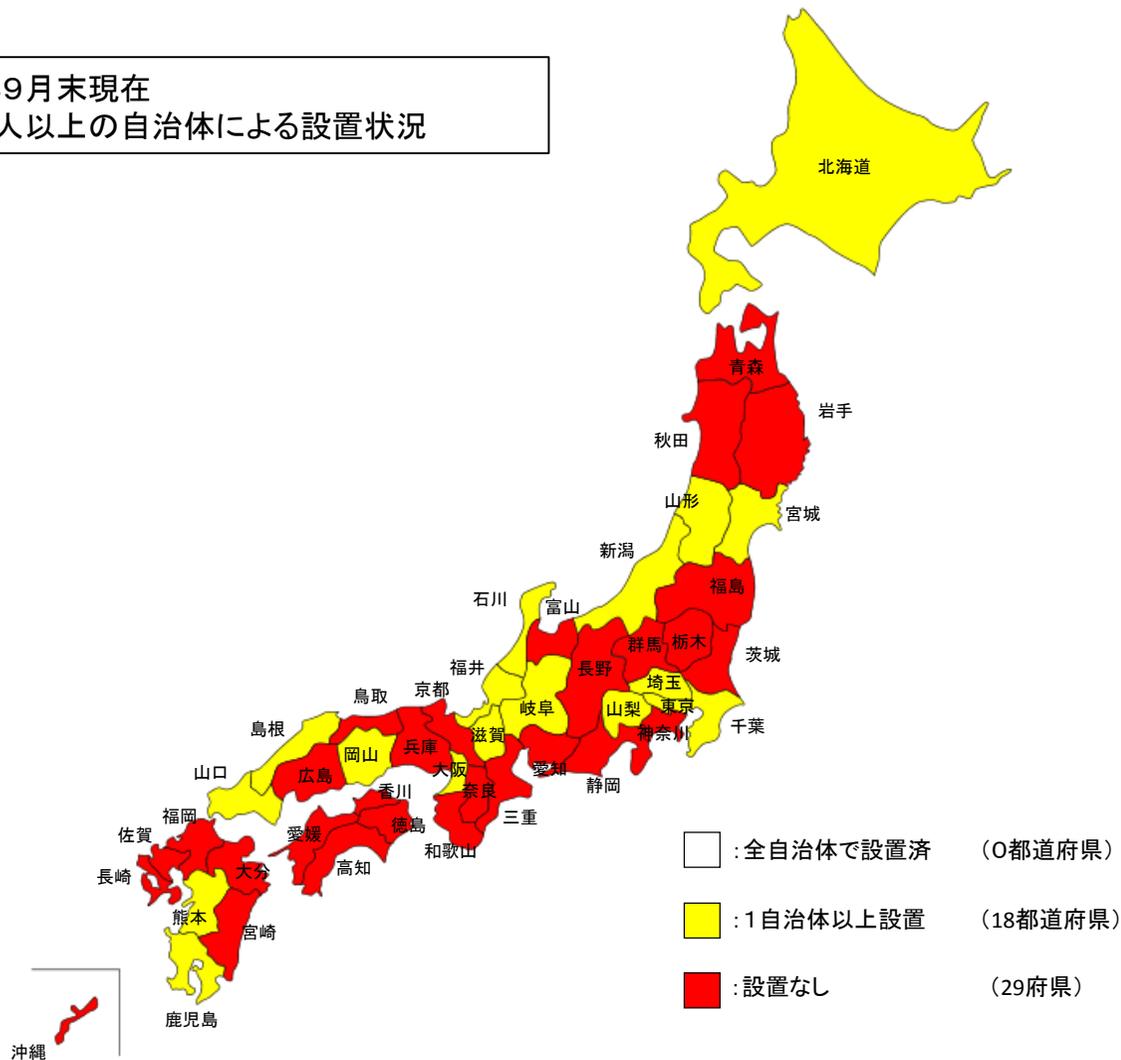


【今後の取組】

- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進 (**人口5万人以上の全市町**) (「地方消費者行政強化作戦」(平成27年3月24日)) (2017年9月末現在 52地方公共団体(うち、人口5万人以上の市町は34市))
- ・ 消費者安全確保地域協議会設置済地方公共団体の**先進事例集**の作成
- ・ 徳島における**モデル事業**(全県的に地域協議会を構築)

<政策目標5> 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

平成29年9月末現在
人口5万人以上の自治体による設置状況



消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク): 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全法に基づく組織

<政策目標5> 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

協議会設置自治体数(平成29年9月末現在): 52自治体(うち5万人以上の市区: 34自治体)

都道府県	市区町村	設置日	5万人以上の市区
北海道		2016/4/1	道
	豊浦町	2016/7/13	
	江別市	2016/5/27	○
	釧路市	2017/5/22	○
	登別市	2016/12/16	○
宮城県	仙台市	2016/4/1	○
山形県	山形市	2017/3/31	○
埼玉県	行田市	2016/4/1	○
	日高市	2016/4/1	○
	吉川市	2016/4/1	○
	小鹿野町	2016/4/1	
	志木市	2016/9/1	○
	上尾市	2017/4/1	○
	白岡市	2017/4/1	○
	加須市	2017/4/28	○
千葉県	船橋市	2016/10/1	○
	富里市	2016/4/1	
東京都	千代田区	2016/4/1	○
	多摩市	2016/4/1	○
	板橋区	2016/7/22	○
	新宿区	2017/4/1	○
新潟県	佐渡市	2016/11/16	○
	魚沼市	2017/1/26	
	弥彦村	2017/8/3	
石川県	能美市	2016/10/21	
	加賀市	2017/4/1	○
	宝達志水町	2017/3/1	
	能登町	2017/4/1	

都道府県	市区町村	設置日	5万人以上の市区
福井県		2016/6/30	県
	坂井市	2017/2/27	○
山梨県	甲府市	2016/11/1	○
岐阜県	岐阜市	2016/11/17	○
愛知県		2016/10/19	県
滋賀県	野洲市	2016/10/1	○
大阪府	八尾市	2016/4/1	○
	和泉市	2016/9/6	○
	交野市	2016/11/1	○
	岸和田市	2017/4/1	○
	豊中市	2017/4/1	○
島根県		2016/4/1	県
	松江市	2016/10/17	○
	飯南町	2017/4/1	
岡山県	岡山市	2016/9/16	○
山口県	下松市	2016/12/9	○
	周南市	2017/8/1	○
徳島県	板野町	2016/4/1	
福岡県	苅田町	2016/12/26	
	筑前町	2017/7/1	
長崎県		2017/6/2	県
	東彼杵町	2017/4/1	
熊本県	菊池市	2016/4/1	○
鹿児島県	鹿屋市	2017/7/1	○